

総合支援資金のご案内

資金の種類	生活支援費	住宅入居費	一時生活再建費
貸付対象費用	<ul style="list-style-type: none"> ■失業等により生活再建までの間に必要な生活費用 ・貸付期間は原則 3 ヶ月 ・延長は 3 ヶ月ごとの最長 12 ヶ月以内まで 	<ul style="list-style-type: none"> ■住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 ・敷金、礼金等 ・当初に要する賃料等 ・不動産仲介手数料 ・火災保険料、入居保証料 	<ul style="list-style-type: none"> ■生活再建をするために一時的に必要な費用 ・就労のための支度費 ・技能習得費等 ・転居費用、家具什器費 ・公共料金滞納分等
貸付限度額	<ul style="list-style-type: none"> ■月額 20 万円以内 単身世帯は月額 15 万円以内 	<ul style="list-style-type: none"> ■40 万円以内 	<ul style="list-style-type: none"> ■60 万円以内
償還（返済） 連帯保証人 貸付利子	<ul style="list-style-type: none"> ■償還（返済）期限は、資金送金後 6 ヶ月の据置期間の後から 10 年以内 ■原則、連帯保証人は必要で貸付利子は無利子 ■連帯保証人を立てられない場合、貸付利子は年 1.5% 		

■ 貸付対象世帯の要件

- 収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている低所得世帯とします。なお、収入の減少とは一時的な減少であり、今後増加が見込まれる状況です。
- 低所得世帯の所得基準は、世帯全員の年間収入から税金等を控除した額の平均月額とします。詳しくは市区町村社会福祉協議会にご確認ください。
- 公的な書類等で本人確認ができる方を対象とします。
- 現に住居を有している世帯とします。なお、住宅を喪失または喪失するおそれのある方は、福祉事務所等に生活困窮者住居確保給付金の申請を行い、給付決定の見込みにより住居が確保できることを要件とします。
- 社会福祉協議会及び自立相談支援機関や公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関の就労支援等により、自立した生活と貸付金の償還が見込まれることを要件とします。
- 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができない場合を対象とします。



■ 貸付要件

- 原則として自立相談支援機関の支援を受けるとともに、継続的な支援を受けることに同意していることを要件とします。
- 借入申込者が健康で常用就職が可能であり、就職活動を中心とした生活を送ることができること
- 借入申込者自らの就労収入によって3ヶ月以上生計維持していた世帯で、その仕事を離職又は減収となってから2年以内であること（「就労収入によって3ヶ月以上生計維持」とは、同一の仕事を3ヶ月以上継続し生計維持してきたこと）
- 65歳以上の方は、直近1年間において就労実績があり、最終償還期限は75歳を越えない期間の設定とします。
- 毎月の返済額は、約5千円を下回らない程度の設定とします。
- 貸付後は、就職活動や現在の状況等である「生活状況報告書」と公共職業安定所からの「職業相談確認票」を市町村社会福祉協議会へ毎月提出してください。
- 一時生活再建費で支払いした家具什器等に係る領収書等を貸付後3ヶ月以内に市町村社会福祉協議会へ提出してください。

■ 次の状況にある方や世帯への貸付けはできません。

- 借入申込者、借入申込者の世帯に属する者が暴力団員である場合
- 収入がないか、少ないため恒常的に生活全般に困窮している世帯の方
- 多額な負債がある方、返済が滞っている方
- 債務整理の予定がある方、債務整理中の方
- 現在、生活福祉資金の連帯保証人になっている方とその世帯員
- 今後の生活の見通しが立たない、生計の維持ができない場合
- この貸付金を他の負債の支払いに充てる場合、負債等の支払いにより生活費が不足する場合や借り換えとする場合

■ 申請書類

No.	区 分	書 類
1	借入申込書	・ 指定様式：借入資金別の「借入申込書」 ・ 指定様式：借入申込みに当たっての留意事項同意書
2	本人とわかる書類	・ 次のいずれか：運転免許証(写)、健康保険証(写)、顔写真が貼付された証明書(写)等
3	世帯の状況が明らかになる書類	・ 住民票（世帯全員分、発行後3ヶ月以内のもの）
4	世帯の収入支出状況がわかる書類	・ 指定様式：収入支出内訳書
5	低所得世帯とわかる書類	・ 世帯全員の収入証明書（次のいずれか：源泉徴収書(写)、所得・課税証明書(写)、給料明細書(写)等）
6	失業等の状況がわかる書類	・ 次のいずれか：離職票(写)、適用事業所全喪届(写)、雇用保険受給資格者証(写)、個人事業の廃業届(写)、 [指定様式]休職証明書、退職証明書等

No.	区 分	書 類
7	債務を抱えている場合の書類	・ 債権者と債務の額がわかる書類 (債務総額、返済額、返済状況がわかる書類)
8	求職活動等の自立に向けた取組み についての計画がわかる書類	・ 指定様式：総合支援資金の利用による自立計画書
9	生活福祉資金以外の融資状況が わかる書類	・ 指定様式：生活福祉資金以外の融資状況
10	公的給付制度の利用状況がわかる 書類	・ 指定様式：求職申込み・雇用施策利用状況確認票
11	連帯保証人の資力が明らかになる 書類	・ 連帯保証人の収入証明書 (次のいずれか) 源泉徴収書(写)、所得・課税証明書(写)等
12	自立相談支援機関の利用の同意が わかる書類	・ 指定様式：貸付あっせん(意見)書
1	■生活支援費に係る追加書類	<input type="checkbox"/> 住居確保給付金を併用して申込をする場合 ・ 住居確保給付金支給対象者証明書(写)、又は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書(写)、住居確保給付金支給決定通知書(写)
2		<input type="checkbox"/> 臨時特例つなぎ資金を併用して申込をする場合 ・ 指定様式：臨時特例つなぎ資金の貸付金償還方法に係る同意書 ・ 臨時特例つなぎ資金申込書等の申請書類一式
1	■住宅入居費に係る追加書類	<input type="checkbox"/> 住居確保給付金の対象とわかる書類 ・ 住居確保給付金支給対象者証明書(写)
2		<input type="checkbox"/> 入居予定住宅に係る書類 ・ 入居予定住宅に関する状況通知書(写) ・ 不動産賃貸契約書(写)(支給の場合は後日提出のこと)
3		<input type="checkbox"/> 借用書 ・ 指定様式：生活福祉資金借用書 ・ 連帯保証人の印鑑登録証明書
1	■一時生活再建費に係る追加書類	<input type="checkbox"/> 就労するための支度、技能習得に係る書類 ・ 事業主の採用(内定)通知書(写) ・ 事業主から求められる資格(免許)取得費用の見積書(写)
2		<input type="checkbox"/> 転居に係る書類 ・ 引越業者の見積書(写)、不動産賃貸契約見積書(写)、家具什器見積書(写)
3		<input type="checkbox"/> 住居確保給付金併用時の家具什器に係る書類 ・ 家具什器見積書(写)
4		<input type="checkbox"/> 家賃、公共料金の滞納に係る書類 ・ 住居の退去等が求められている請求書等の書類(写)
5		<input type="checkbox"/> 貸付金の直接送金に係る書類 ・ 指定様式：一時生活再建費直接送金同意書



■ 相談・申込先

貸付の相談を希望される場合は、お住まいの地区の民生委員・市区町村社会福祉協議会にご連絡ください。

申込につきましては、掲載している内容以外にも貸付条件がありますので、市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

市区町村社会福祉協議会では、この資金についてのご相談を受け、貸付金の申請から返済完了まで相談支援させていただきます。

相談窓口

■ 実施主体

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会 生活支援課

〒950-8575 新潟県新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3 階 電話 025-281-5522

MEMO

